

「高等教育の修学支援新制度(日本学生支援機構奨学金【給付型】&授業料等減免)」・

「日本学生支援機構奨学金【貸与型】」 進学後の手続きについて

高校在学中に「高等教育の修学支援新制度(日本学生支援機構奨学金【給付型】&授業料等減免)」・「日本学生支援機構奨学金【貸与型】」の採用候補者の方は、以下の通り手続きを行ってください。

注意 以下の日本学生支援機構のホームページより、奨学金制度の内容について確認を行ってください。

・「採用候補者の皆さんへ(動画)」

※奨学金制度の概要や手続き等について説明している動画になります。

「**【動画】採用候補者の皆さんへ【字幕あり】(全体版)**」を必ず視聴してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosa/movie.html>

・「大学等奨学生採用候補者(予約採用)に決定された方へ」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosa/index.html>

●郵送にて学生課に書類を提出

以下の書類を提出締切日までに学生課へ郵送してください。内容を確認後、進学届を入力するために必要な識別番号(ユーザーID・パスワード)が記載された「進学届入力手続きのプリント」・「2024年度入学者用 進学届入力下書き用紙」を発送いたします。なお、学生課への送付書類は、レターパックライトで郵送してください。

※「進学届入力手続きのプリント」・「2024年度入学者用 進学届入力下書き用紙」につきましては提出書類を確認後、**4月8日(月)以降に順次発送**いたしますので、ご了承ください。

※提出書類に不備がある場合は学生課から問い合わせをさせていただきます。その場合、書類の発送が遅れますので、不備のないように提出書類を郵送してください。

【提出書類】 ※提出書類は、必ず消えないペンで記入してください。

①【全員】令和6年度 大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】

必ず裏面の【進学後記入欄】の記入、および下部の該当する項目にチェックをして、提出用のみ郵送してください。チェックする項目によっては、決定通知と共に提出する必要がある書類があります。よく確認をし、該当者は決定通知と一緒に郵送してください。

②【全員】学生本人名義の銀行口座通帳のコピー貼付用台紙

学生本人名義の銀行口座通帳をコピーし、のりで貼り付けてください。

※「給付奨学生採用候補者のしおり」P13、「貸与奨学生採用候補者のしおり」P14 参照

③【全員】レターパックライト 2部

「進学届入力手続きのプリント」・「2024年度入学者用 進学届入力下書き用紙」発送用1部、採用後書類発送用1部

各自でレターパックライトを購入し、**2部とも宛先には自分の住所・氏名等を記入**してください。

学生課から送付する書類はレターパックライトでの郵送となりますので、ご了承ください。

④【給付型奨学金採用候補者のみ】大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)

合格通知に同封されていた上記書類に必要な事項を記入し、郵送してください。

※紛失した場合は、PDF3・4枚目に掲載している上記書類を必ずA4用紙に縦型・両面で印刷をし、使用してください。

⑤【該当者のみ】※決定通知と共に提出する必要がある書類

●「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」・「日本政策金融公庫発行の通知文のコピー」

※「貸与奨学生採用候補者のしおり」P18・20参照

●【給付型奨学金採用候補者のみ】一人親家庭・父母以外の生計維持者の証明書類 ※別紙1参照

●在留資格等が明記されている証明書 ※予約採用申込時から在留期間等に変更がある者のみ

●「改氏名届(様式3)」※予約採用申込時から改氏名した場合は、学生課へ電話をしてください。

【提出書類の郵送方法】

提出書類一式をレターパックライトにて、学生課に郵送してください。

【送付先】

宛先：〒151-8523 東京都渋谷区代々木3-22-1
文化学園大学 学生部学生課「日本学生支援機構奨学金」担当 宛
TEL：03-3299-2315
差出人：学生自身の郵便番号・住所・氏名・電話番号
品名：「奨学生採用候補者決定通知」在中

【提出締切日】 **2024年4月8日(月)必着**



※レターパックライトは郵便局、または一部のコンビニエンスストアでも購入することができます。

※同封いただく返送用レターパックライトの宛先(赤枠部分)には自分の郵便番号・住所・氏名・電話番号を記入してください。

※同封の際は折り曲げて入れていただいで結構です。

○奨学金に関する問合せ先(平日 9:00~17:00)

学生課 奨学金担当〔A館L階(2階) TEL: 03-3299-2315〕

申込書類や記入方法について質問がある場合には、必ず学生自身で学生課に問い合わせてください。

(奨学金の申請および振込口座は学生名義となりますので、保護者からの問い合わせは受けかねます。)

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

(おもて)

年 月 日

文化学園大学 学長 殿

私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、文化学園大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が文化学園大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。
- ◆ この制度に採用された場合は、本学の特待生および奨学金制度を受けることはできません。
- ◆ 区分変更によって、既納の学費に返還が生じた場合、給付奨学金支給口座に返還します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	2024年4月入学
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部・学科等		学籍番号	
	学年	昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む） <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名) 大学記入欄	(期間/月数) 年 月～ 年 月 / 月	
	過去に本制度の入学料等減免を受けたことがありますか。		ある ・ ない	
	機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること			
	<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】			
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】				

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、学校から指示があった場合は採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
① 卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること
② 定期的実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること
③ 定期的実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること
④ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。

※この用紙をプリントアウトし、銀行口座通帳のコピーをのりで貼り付けて学生課へ送付してください。

学生本人名義の銀行口座通帳のコピー貼付用台紙

学籍番号	※学籍番号がわからない学生は受験番号		
氏名			
所属	学部	学科	1年
携帯番号			
現在、文化学園 大学特待生で ある	はい ・ いいえ ※「高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構奨学金【給付型】&授業料等減免）」と本学の特待生制度を両方受けることはできません。		
一人親家庭で ある	はい ・ いいえ ※ <u>給付型奨学金採用候補者のみ</u> →「はい」を回答した場合は、 <u>別紙1</u> 「 <u>一人親家庭・父母以外の生計維持者の証明書類</u> 」についてのプリントを確認し、該当書類を提出してください。		

通帳表紙(中面)のコピー

※銀行名・支店名・口座番号・口座名義人氏名が
確認できる部分をコピーし、のりで貼ってください。

「一人親家庭・父母以外の生計維持者の証明書類」について

一人親家庭・父母以外の生計維持者の学生は、下表のいずれかの証明書を学生課へ提出してください。

事象	証明書類(例)
父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている場合【共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・課税証明書（寡婦（夫）控除の適用が分かるもの） ・児童扶養手当証書、受給証明書等
上記の書類を提出できない場合	
父母と死別	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本、抄本 ・住民票（死亡日記載あり）
父母が離婚	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本、抄本
父母が離婚調停中	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所による係属証明書 ・弁護士による報告書
父又は母が DV 被害	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明（行方不明）	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本、抄本 及び 課税証明書（配偶者控除の適用が分かるもの）
その他の事由	<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係を確認できる書類（第三者（機関）の所見等）

※「スカラネット入力下書き用紙」P15 より抜粋